

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県  
告示第1209号）第5条及び第10条の別に定める基準

策定	平成31年4月2日（施行	平成31年10月1日）
改正	令和2年4月1日（施行	令和2年4月1日）
	令和3年4月1日（施行	令和3年4月1日）
	令和4年4月1日（施行	令和4年4月1日）
	令和4年5月20日（施行	令和4年5月20日）
	令和5年4月1日（施行	令和5年4月1日）
	令和6年4月1日（施行	令和6年4月1日）

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）第5条及び第10条の別に定める基準

- 1 土地利用事業は、静岡県土地利用基本計画に沿って立地されるものであること。
- 2 施行区域内には、次に掲げる地域を含まないこと。
  - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
  - (2) 文化財保護法及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）に基づき指定された文化財の所在する地域。ただし、風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあつては、この限りでない。
  - (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域。ただし、海岸保全上支障がないと認められる区域にあつては、この限りでない。
- 3 施行区域内には、原則として次に掲げる地域を含まないこと。
  - (1) 農地法（昭和27年法律第299号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地、採草放牧地
  - (2) 林道の利用区域、造林、間伐その他林業関係の公共投資が行われた森林
  - (3) 静岡県営林規則（昭和38年静岡県規則第19号）第2条に規定する県営林
  - (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画の認定を受けている森林その他の当該森林に係る整備に関する計画が樹立されている森林
  - (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域
  - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
  - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域
  - (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害特別警戒区域
  - (9) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害特別警戒区域
  - (10) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別保護地区並びに自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の2第1号及び静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年規則第49号）第12条の2第1号の第1種特別地域（以下「第1種特別地域」という。）。ただし、第1種特別地域における土地利用事業で、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景観に著しい支障がある場合を除く。）にあつては、この限りでない。
  - (11) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域
  - (12) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第11条第2項第2号に規定する特別地区
  - (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特別保護地区
  - (14) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項に規定する要措置区域
  - (15) 砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地
  - (16) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林、保安施設地区及びこれらの指定予定の森林

(17) 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川区域及び河川予定地

4 施行区域内の私有地については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める私有地について地権者の同意が得られていること。

- (1) 承認を受ける場合 全ての私有地
- (2) 申請書を提出する場合 原則として全ての私有地

5 第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する工事は、原則として、同項の承認後5年以内に完了するものであること。

6 当該土地利用事業において該当する次の表の左欄に掲げる指導対象事項に応じ、それぞれの所管課及び関係課により行われる指導の内容及び基準等に適合すること。

指導対象事項	法令等（所管課）	主な法令基準等
宅地造成許可に関する事（知事が権限を有する市町内における土地利用事業に限る） ※宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行日（令和5年5月26日）から「旧法」となる。	改正前の宅地造成等規制法（旧法）第三章（建築安全推進課）	改正前の宅地造成等規制法（旧法）第9条第1項、改正前の宅地造成等規制法（旧法）施行令第4条から第15条まで 宅地防災マニュアル
建築協定に関する事（知事が権限を有する市町内における土地利用事業に限る）	建築基準法第69条（建築安全推進課）	建築基準法施行細則
国立、国定公園の行為許可、届出に関する事	自然公園法（自然保護課）	自然公園法施行規則
県立自然公園の行為許可、届出に関する事	静岡県立自然公園条例（自然保護課）	静岡県立自然公園条例施行規則、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則
原生自然環境保全地域の行為許可に関する事	自然環境保全法（自然保護課）	自然環境保全法施行規則
自然環境保全地域の行為許可、届出に関する事	静岡県自然環境保全条例（自然保護課）	静岡県自然環境保全条例施行規則
自然環境保全協定に関する事	静岡県自然環境保全条例第24条（自然保護課）	静岡県自然環境保全条例施行規則第29条～第32条
鳥獣保護区特別保護地区の行為許可に関する事	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（自然保護課）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

事業場で発生するごみ処理に関すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条、第 6 条の 2（廃棄物リサイクル課）	-
廃棄物が地下に埋まっている事が指定されている土地に関すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17、第 15 条の 19（廃棄物リサイクル課）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 35、第 12 条の 40
廃棄物を発見した場合に関すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条（廃棄物リサイクル課）	-
工場等を新設・増設する場合の協定の締結に関すること	静岡県生活環境の保全等に関する条例第 3 条第 3 項（生活環境課）	-
一定規模以上の土地の形質変更に関すること	土壤汚染対策法第 4 条第 1 項（生活環境課）	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
土壤汚染対策法において区域指定されている土地における形質変更に関すること	土壤汚染対策法第 9 条、第 12 条、第 16 条（生活環境課）	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
		汚染土壌の運搬に関するガイドライン
専用水道・簡易専用水道に関すること	水道法第 3 条第 6 項、第 7 項（水資源課）	水道法第 32 条、第 33 条
水源保全地域の届出に関すること	静岡県水循環保全条例第 17 条（水資源課）	静岡県水循環保全条例施行規則第 4 条
盛土等（盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をする行為）の許可に関すること	静岡県盛土等の規制に関する条例（盛土対策課）	盛土等の構造基準及び解説
周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関すること	文化財保護法第 93 条、第 94 条（文化財課）	静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則第 3 条、静岡県埋蔵文化財保護事務取扱要綱第 3、第 4
遺跡の発見に関すること	文化財保護法第 96 条、第 97 条（文化財課）	静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則第 4 条、静岡県埋蔵文化財保護事務取扱要綱第 7、第 8
生産施設、緑地、環境施設の面積に関すること	工場立地法第 4 条 1 項、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項（企業立地推進課）	工場立地法運用例規集
		工場立地法解説
ゴルフ場における農薬使用に関すること	農薬取締法（食と農の振興課）	静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領

農地転用に関する事	農地法第4条、第5条、第43条 (農地調整課)	県が定める農地法に係る審査基準
林地開発許可に関する事	森林法第10条の2(森林保全課)	森林法施行規則第4条
		森林法施行細則
		静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項
		森林における開発行為の許可にかかる指導要綱
国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事	国有財産法第9条第3項・第4項、国有財産法施行令第6条第2項第1号カ(公共用地課)	-
道路の構造の技術的基準に関する事	道路法第30条(道路企画課)	道路構造令
	静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例第2条、第3条、第4条、第5条(道路企画課)	静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める規則
		静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則
		静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則
道路工事承認に関する事	道路法第24条(道路保全課)	静岡県道路法施行細則
		静岡県道路工事承認事務取扱要領
		道路工事の設計及び実施計画の承認基準
		承認工事及び占用工事執行要領
道路占用許可に関する事	道路法第32条(道路保全課)	静岡県道路法施行細則
		静岡県道路占用許可事務取扱要領
		道路占用許可基準
		道路占用許可手続マニュアル
		承認工事及び占用工事執行要領
特殊車両通行許可に関する事	道路法第47条の2(道路保全課)	車両制限令
		最新車両制限令実務の手引(解説本)
河川区域内の土地の占用許可に関する事	河川法第24条(河川企画課)	河川敷地占用許可準則

河川区域内の土地における工作物の新築等の許可に関する事	河川法第 26 条第 1 項（河川企画課）	工作物設置許可基準
		河川管理施設等構造令
津波災害特別警戒区域内の特定開発行為及び特定建築行為に関する事	津波防災地域づくりに関する法律第 9 章（河川企画課）	津波防災地域づくりに関する法律施行令第 20 条～第 25 条
		津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 36 条～第 61 条
特定都市河川流域内の雨水浸透阻害行為の許可に関する事	特定都市河川浸水被害対策法（河川企画課）	-
砂防指定地内の行為等に関する事	砂防法第 4 条、砂防法施行規程第 3 条、静岡県砂防指定地管理条例第 3 条、第 4 条、静岡県砂防指定地管理条例施行規則第 3 条、第 4 条（砂防課）	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
		砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）
		砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）
		砂防指定地内を通過する四車線以上の自動車専用道路及びこれに準ずる道路（将来計画によって四車線以上となるものを含む）の構造基準（案）
		砂防指定地内の砂防堰堤堆砂敷における橋梁等の占用について
		砂防指定地内及び地すべり防止区域内における太陽光発電施設の設置を目的とした開発に対する技術基準及び一般的事項について
		砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）
地すべり防止区域内の行為等に関する事	地すべり等防止法第 18 条、地すべり等防止法施行令第 4 条、第 5 条、地すべり等防止法施行事務取扱要綱第 2 条（砂防課）	地すべり防止技術指針及び同解説（平成 20 年 4 月国土交通省砂防部独立行政法人土木研究所）

		<p>砂防指定地内及び地すべり防止区域内における太陽光発電施設の設置を目的とした開発に対する技術基準及び一般的事項について</p> <p>土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（平成16年3月）</p> <p>平成25年度版「治山技術基準解説」地すべり防止編</p>
急傾斜地崩壊危険区域内の行為等に関する事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令第2条（砂防課）	<p>砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）</p> <p>砂防指定地内を通過する四車線の自動車道及びこれに準ずる道路の構造基準（案）</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務の取扱いについて</p> <p>静岡県急傾斜地崩壊対策事業の手引き（令和2年3月静岡県砂防課）、急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準に関する細部要綱</p>
土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為等に関する事	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条、第12条、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第5条、第6条、第7条（砂防課）	土砂災害防止法による特定開発行為等の手引（案）
景観計画区域内における行為に関する事	景観法第16条、景観法施行規則第1条（景観まちづくり課）	-
規制地域内の屋外広告物許可に関する事	静岡県屋外広告物条例第9条、静岡県屋外広告物条例施行規則第3条（景観まちづくり課）	静岡県屋外広告物条例施行規則第4条
緑地協定に関する事	都市緑地法第45条（公園緑地課）	-

都市計画法開発許可に関する事	都市計画法第3章第1節（土地対策課）	都市計画法静岡県開発行為等の手引き
土の採取等（切土、床掘その他の土地の掘削をする行為）の届出に関する事	静岡県土採取等規制条例（土地対策課）	土の採取等に関する技術基準